

三川町通学路安全安心プログラム

～通学路の安全確保に関する取組みの方針～

平成28年2月

三 川 町
三川町教育委員会

1. 通学路安全安心プログラムの目的

三川町通学路安全安心プログラム（以下「プログラム」という。）は、三川町立小学校の児童及び中学校生徒（以下「児童生徒」という。）の通学路について、交通安全、生活安全（防犯）、災害安全の視点に立ち、通学路の安全安心の確保に向けた取組みを行うため、関係機関の連携体制や点検を実施する手順等をまとめたものです。

今後はこのプログラムにより、学校・地域からの通学路改善要望への対応や、事件事故の未然防止などについて、保護者や地域の方々の協力のもと、関係機関が連携して通学路の安全確保を図っていきます。

2. プログラムの推進体制

通学路の安全対策を着実に推進するため、関係機関の代表者等で構成する「通学路安全確保推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、通学路の安全確保に関する情報を共有するとともに、点検の方法や対策の検討、対策の進捗状況などの確認を行います。

通学路安全確保推進会議の構成

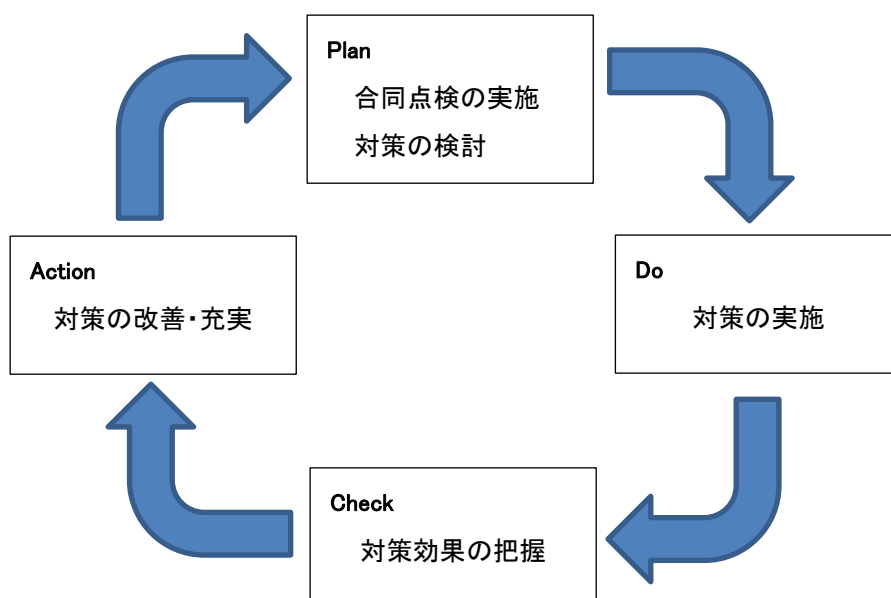
- (1) 国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所道路管理課長
- (2) 山形県庄内総合支庁道路計画課長
- (3) 鶴岡警察署交通課長
- (4) 三川町校長会の代表者
- (5) 三川町総務課長
- (6) 三川町建設環境課長
- (7) 三川町教育委員会教育課長

3. 取組みの基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、関係機関による合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果の把握も行い、対策の改善や充実を図っていきます。

これら点検・対策・効果把握・改善の取組みをPDCAサイクルとして実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのP D C Aサイクル】



※P D C Aサイクル：事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するもの

4. 定期的な点検の実施

(1) 事前の点検（学校での安全点検） 【実施主体：学校・保護者・地域】

学校・保護者・地域の連携により、定期的に通学路の安全点検を行うこととし、対策を講じる必要があるときは、その内容を教育委員会に報告するものとします。

(2) 合同点検の実施 【実施主体：推進会議】

推進会議は、学校や地域からの要望に基づき、関係機関による合同点検が必要とされる箇所について検討を行い、学校・道路管理者・警察・教育委員会等が参加する合同点検を実施します。

なお、啓発看板の設置など対応方法が限定されるときは、学校・教育委員会と所管部署による点検とし、横断旗の補充や路面標示の補修など軽微な事項については、教育委員会が所管部署にその対応を依頼することとします。

5. 対策の検討

【実施主体：所管部署・機関】

合同点検により対策が必要となった箇所については、歩道整備や防護柵の設置などのハード対策や、交通規制・交通安全教育のようなソフト対策などについて、対策が必要な箇所に応じた具体的な実施内容を検討します。

また、歩道の新設や道路の拡幅など長期的な対応が必要な箇所については、暫定的な対策についても検討することとします。

6. 対策の実施

【実施主体：所管部署・機関】

対策の実施にあたっては、推進会議で検討した対策案を踏まえ、関係機関の連携のもと、保護者や地域の協力も得ながら、これまでの対策の実施状況や危険度などを鑑み、優先順位を定め計画的に実施します。

7. 対策効果の把握

【実施主体：推進会議】

合同点検の結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、PTAや学校からの聞き取りを実施することなどにより、対策実施後の効果を把握します。

8. 対策の改善・充実

【実施主体：所管部署・機関】

対策実施後も、合同点検や対策効果の把握を踏まえて、対策内容の改善や充実に努めます。

9. 点検から対策、改善までの流れ

学校毎の安全点検、対策実施済み箇所の評価（学校・保護者・地域）

⇒ 合同点検の依頼（学校・地域）

⇒ 合同点検実施箇所の選定、決定（推進会議）

⇒ 合同点検の実施（推進会議）

⇒ 対策案の検討（対策部署・機関）

⇒ 対策案の実施（所管部署・機関）

⇒ 対策実施済み箇所の評価の把握（推進会議）

学校毎の安全点検、対策実施済み箇所の評価（学校・保護者・地域）

10. 対策一覧表等の公表

学校毎の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、学校や関係機関に公表するものとして公表します。